

感染症及び食中毒の予防まん延防止のための指針

サワダデイサービスセンター(以下、「事業所」という)は、利用者の健康と安全を確保するために、感染症の予防に努め、もし感染症が発生した場合でも感染のまん延しないように必要な措置を講じるための体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

1. 感染症予防及びまん延防止のための体制

感染対策委員会の設置

ア 目的

事業所内での感染症を未然に防ぐとともに発生時の対策を検討する。

イ 構成メンバー

管理者、看護師、介護次長、介護主任、生活相談員

ウ 感染対策委員会の開催

概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

また、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

エ 感染対策委員会の役割

- ・事業所内感染対策の立案
- ・指針・マニュアル等の作成
- ・感染症発生時の対応の検討
- ・情報の収集、整理、全職員への周知
- ・事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

2. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための標準予防策を徹底する。標準予防策とは、感染症の有無にかかわらず、すべての人に対して、血液、体液、汗を除く分泌物、排せつ物、損傷した皮膚、粘膜等の湿性生体物質は、感染の可能性があるときみなして対応する方法である。

ア 手指消毒

イ 個人防護服(手袋、マスク、エプロン、ゴーグル等)の着用

ウ ケアに使用した器具の洗浄・消毒

エ 環境整備

3. 発生時の対応

事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要時に応じて医療機関、保健所、関係機関へ連絡する。また、事業所はその内容及び対応について全職員に周知し、消毒や感染経路の遮断に努める。

① 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、職員は速やかに管理者に報告する。

② 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生した時に、それが疑われる状況が生じた時は拡大を防止するために速やかに対応する。

③ 関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は関係機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐなど、緊密に連携する。

④ 行政への報告

管理者は、次のような場合、別に定める感染症発生報告書により、迅速に管轄保健所及び岐阜地域福祉事務所に報告する。

〈報告が必要な場合〉

- (1) 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらが疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

〈報告の内容〉

- (1) 感染症又は食中毒が疑われる利用者及び職員の人数
- (2) 感染症又は食中毒等が疑われる症状

4. 指針の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。